

軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う課税の取扱い

Q & A

【第2版】

2026年2月20日

全国石油商業組合連合会

《参考資料》（別添1参照）

○軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う課税の取扱いについて

（令和8年2月20日付け、総務省自治税務局都道府県税課長名通知文書）

Q1: 軽油を委託販売している場合の課税の取扱いとはどのようなものか	2
Q2: 販売業者及び特別徴収義務者が行う事務手続きとはどのようなものか	3
Q3: 販売業者とはどのような者をいうのか	5
Q4: いわゆる「再委託販売契約」による軽油の取扱いはどうなるのか	6
Q5: 「先入先出法」による在庫数量の考え方とはどのようなものか	8
Q6: 納入申告手続きと軽油仕入代金の請求関係はどうなるのか	9
Q7: 軽油引取税と消費税の適正処理について	10
Q8: 罰則関係について	11
別添資料	12

○このQ & Aについては、経済産業省資源エネルギー庁燃料流通政策室との協議を経ているものです。

〔本件に関する問合せ先〕

全石連政策グループ企画調査チーム 田邊、伊藤

TEL 03-3593-5836

FAX 03-3593-5830

Q1: 軽油を委託販売している場合の課税の取扱いとはどのようなものか。

○軽油引取税の特別徴収義務者が、他の販売業者に軽油の販売を委託している場合においては、委託を受けた販売業者(販売店等)から、需要家などが軽油を購入した時点で、特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われることになる。

○したがって、この場合、当該販売業者が、2026年4月1日以降に軽油を販売した場合における軽油引取税率は、新税率(15.0円/L)が適用されることになる。

○委託販売軽油に該当する場合は次のとおり。

(1) 特別徴収義務者と販売業者との間で委託販売契約が結ばれていること

- ・特別徴収義務者と販売業者との間で委託販売契約が結ばれていることが必要となる。
- ・委託販売契約とは、消費税導入時に、特別徴収義務者と販売店との間で結ばれた「軽油委託販売契約」を含むものであり、改めて、委託販売契約を結び直すようなことを条件とするものではない。
- ・なお、特別徴収義務者と販売業者との間で委託販売契約を結び、さらに当該販売業者が他の販売業者との間で再委託販売契約を結んでいる場合の取扱いについてはQ4を参照のこと。

(2) 販売業者及び特別徴収義務者において事務手続きが必要となること

- ・下記Q2の手続きにより、一定期間継続して、特別徴収義務者が委託先の販売業者の軽油の仕入れ、販売、在庫について実質的に把握していることが必要となる。

Q2: 販売業者及び特別徴収義務者が行う事務手続きとはどのようなものか。

○販売業者及び特別徴収義務者が行う事務手続きは次のとおり。

1. 販売業者の事務手続き (3月分の仕入に係る例)

(1) 3月中における軽油の仕入、販売、在庫数量の確認・記帳

・委託販売契約を締結している場合の3月中の軽油の引取りについて、特別徴収義務者ごとに分けて仕入、販売、在庫数量を把握すること。(帳簿等への記載、証拠書類等の保管)

(2) 特別徴収義務者に対する報告

①(1)により、確認・記帳した3月中の販売量と3月末日の軽油の在庫数量について、特別徴収義務者に対して速やかに報告すること。

その際は在庫管理台帳の写し等、在庫数量を証する書類を添付すること。

(例)在庫管理台帳、定期点検記録簿(日々記帳されているものに限る)等

②①の在庫軽油の4月1日以降の販売量を翌月10日までに特別徴収義務者に対して報告すること。

・在庫軽油を4月末日前に完売した場合は、完売後速やかに報告すること。

・在庫の払い出しは、「先入先出法」によるものとする。

・在庫軽油が5月以降も在庫となる場合又は4月中に完売した場合は、それを証する①の書類を添付すること。

(3) 委託販売によらない課税済軽油の取扱い

・委託販売によらない課税済軽油については対象外となること。

(4) 実施期間

・3月末日の在庫軽油が完売するまで。

2. 特別徴収義務者の事務手続き (3月分の仕入に係る例)

(1) 委託販売軽油の適正管理

・特別徴収義務者の申告納入にあたっては、特別徴収義務者は委託先の販売業者が販売する軽油の特別徴収義務を負うことから、上記 1. (2)の手続きにより、委託先の販売業者の軽油の販売量等を的確に把握するとともに、報告された書類を管理、保存していること。

(2) 申告納入時の取扱い

① 当該在庫数量に係る軽油引取税相当額の調整(3月分納入申告時)

- ・委託販売契約を結んでいる販売業者から軽油の在庫数量の報告があった場合は、当該軽油の販売代金のうち当該在庫数量に係る軽油引取税相当額について減額するものであること。

② 販売業者の軽油在庫に係る特別徴収

- ・当該3月分軽油在庫の4月1日以降の販売に際して、特別徴収義務者は1Lあたり15.0円の軽油引取税を徴収するものであること。

③ 4月分の納入申告手続き

- ・都道府県への申告納入の際において、②の軽油引取税も含めて納入申告書に記載するものであること。

④ 都道府県への申告納入の際は、納入申告書(第16号の10様式)に以下の書類等を添付すること。

ア) 委託販売数量明細書 (任意様式・別添2参照)

ただし、都道府県より別添2と別の様式の送付を既に受けている場合については、いずれを使用してもかまわない。詳しくは都道府県に確認すること。

イ) 販売業者から提出された在庫管理台帳の写し等の在庫数量を証する書類の写し(POS管理台帳、定期点検記録簿等)

ウ) 委託販売契約書の写し

再委託販売契約の取扱いが認められる場合は、委託販売契約書の写しに加えて、以下の書類を添付すること。

- ・再委託販売契約書の写し
- ・特別徴収義務者から再委託販売先までの流通フロー図
(商流および物流が記載してあるもの:別添3参照)

※具体的な書類については都道府県に確認すること。

(3) 委託販売によらない課税済軽油の取扱い

- ・委託販売によらない課税済軽油については対象外となること。

(4) 実施期間

- ・3月末日の在庫軽油が完売するまで。

Q3: 販売業者とはどういう者をいうのか。

○販売業者とは、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者をいい、以下のいずれをも満たす石油製品販売業者(地方税法第144条の2第4項)をいう。

・地方税法第144条の34第1項の規定により、事業の開始、廃止等を届け出ている石油製品販売業者であること。

・法第144条の36の規定により、帳簿記載義務が課されている者であること。

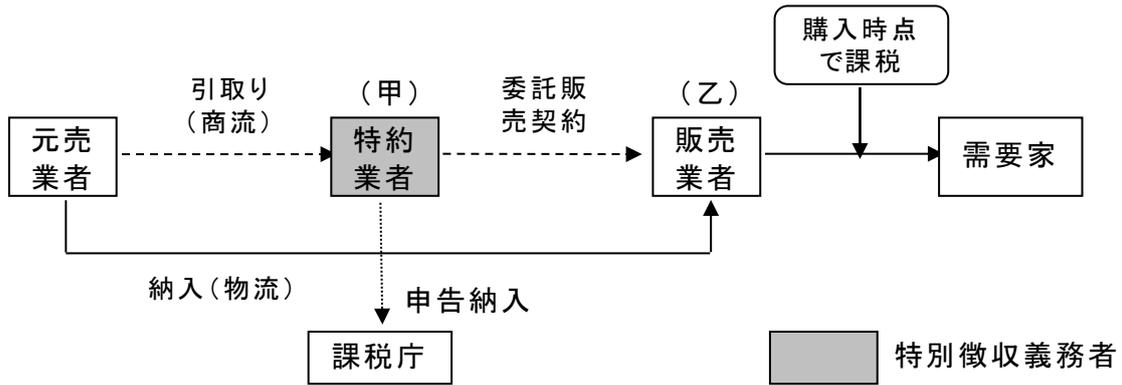
○したがって、業として軽油販売を行っていない施設(自家スタンド等)の在庫については、委託販売契約の有無にかかわらず、対象とならないのであるから留意すること。

Q4:いわゆる「再委託販売契約」による軽油の取扱いはどうなるのか。

○いわゆる「再委託販売契約」による軽油の取扱いについては以下のとおり。

1. 通常の委託販売軽油の流通形態

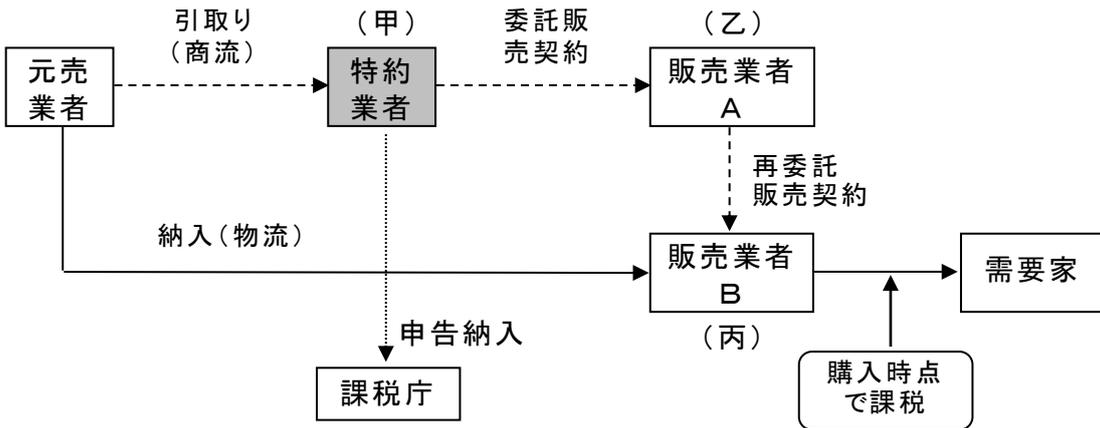
・特別徴収義務者(甲)と販売業者(乙)との間で委託販売契約を結んでいるケース



2. いわゆる「みなし引取り」となる流通形態

①対象となるケース(代表例)

・特別徴収義務者(甲)と販売業者A(乙)との間で委託販売契約を結び、さらに、販売業者A(乙)と販売業者B(丙)との間で再委託契約(※)を結んでおり、かつ、元売業者又は特約業者から販売店Bに対して、軽油の現実の納入が行われる場合。



※ 特別徴収義務者と委託販売契約を締結した一の販売業者が、さらに他の販売業者と委託販売契約を締結している場合などにおける販売業者間の委託販売契約を便宜上「再委託販売契約」と定義する。

○いわゆる「みなし引取り」となる流通形態の場合においても、Q2の販売業者及び特

別徴収義務者の事務手続きが適正に行われている場合は、委託販売軽油として取り扱って差し支えないものであること。

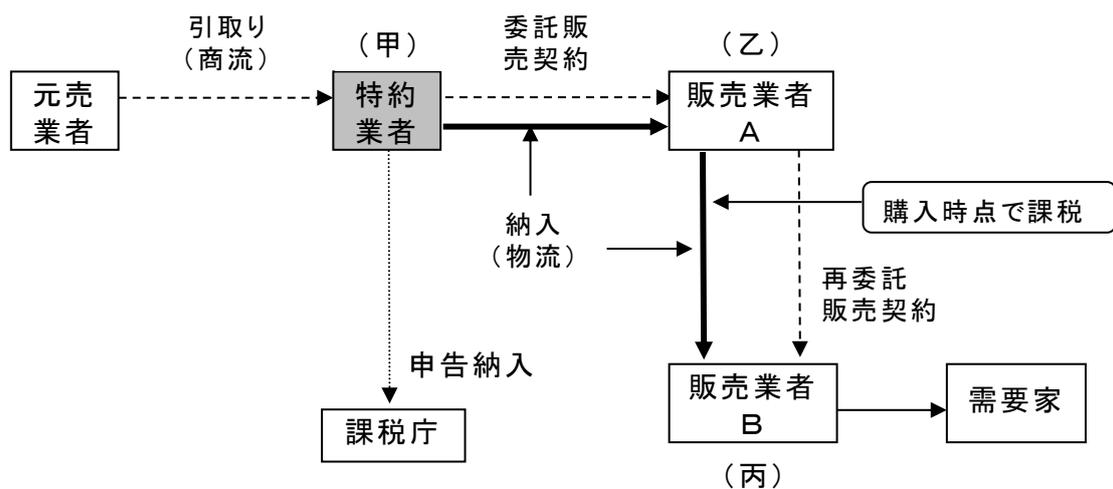
- ・特別徴収義務者が、委託先の販売業者A及び再委託先の販売業者Bの軽油の販売量等を的確に把握するとともに、A及びBから報告された書類を管理、保存しているものであること。
- ・販売業者A及び販売業者Bが、特別徴収義務者に対して、3月中の販売量と3月末日の軽油の在庫数量等を適正に報告していること。
- ・再委託販売契約の取扱いが認められる場合は、添付書類として以下の書類を追加すること。(4ページ参照)
 - ・再委託販売契約書の写し
 - ・特別徴収義務者から再委託販売先までの流通フロー図
(商流および物流が記載してあるもの・別添3参照)

※具体的な書類については都道府県に確認すること。

ポイントは、特別徴収義務者が再委託先である販売業者等まで含めた在庫量等を適正に管理しているかどうかである。適正に管理されているかどうかは、課税庁において個別具体的事案に基づいて判断されることになる。

②対象とならないケース

- ・特別徴収義務者(甲)と販売業者A(乙)との間で委託販売契約を結び、さらに、販売業者A(乙)と販売業者B(丙)との間で再委託契約を結んでいても、販売業者Aが軽油の現実の納入を受けている場合は対象とならないものである。

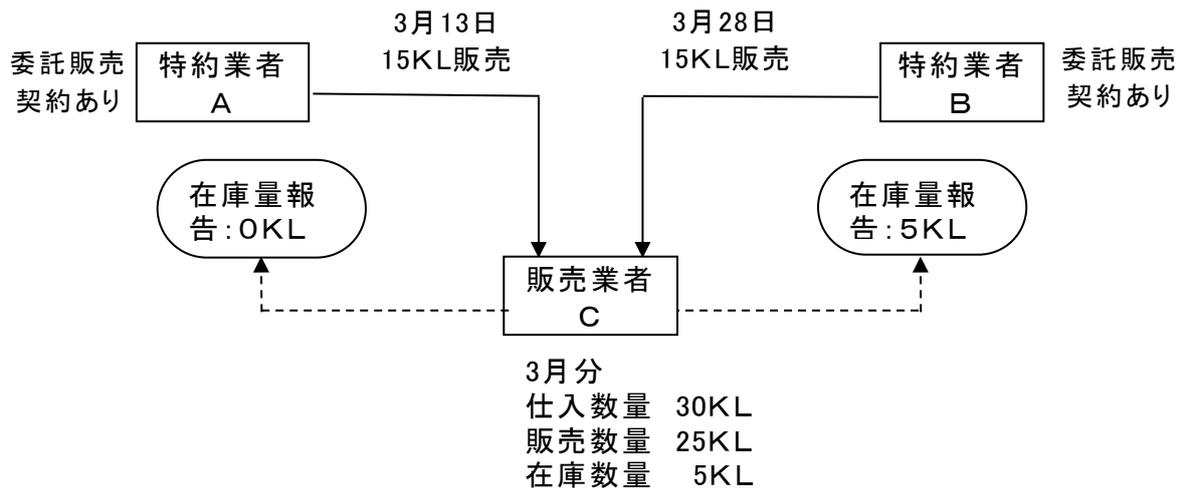


- ・販売業者Aが軽油の現実の納入を受けている場合は、当該軽油を再委託契約先である販売業者Bに販売しても、委託販売軽油の取扱いにはならないことに留意すること。

Q5:「先入先出法」による在庫数量の考え方とはどういうものか。

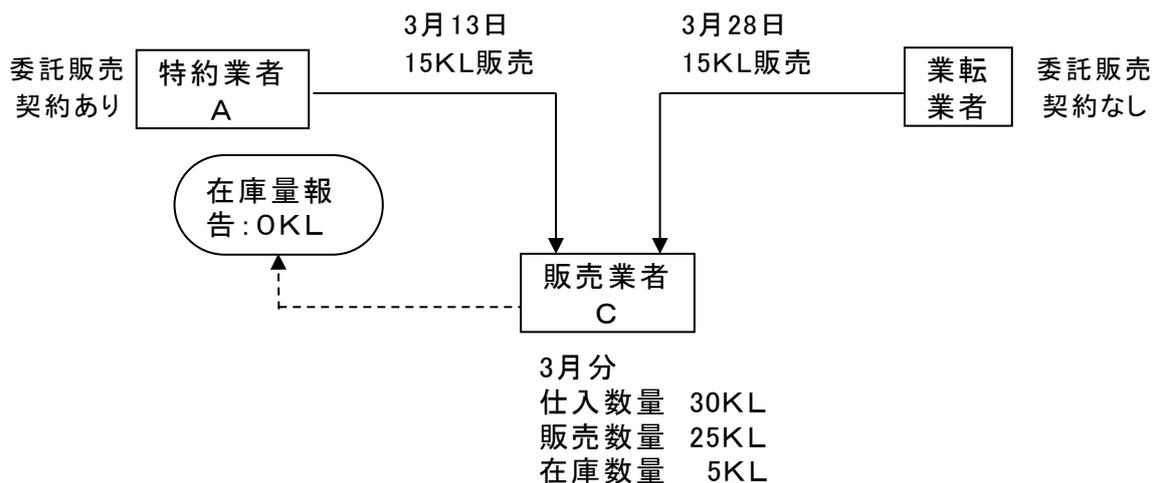
○「先入先出法」とは、在庫の払い出し基準のひとつであり、先に仕入れた軽油から販売されるとする考え方。よって、複数仕入の場合において、在庫となった軽油については、後に仕入れた特約業者の在庫となるものである。

<例1>



・販売業者Cの在庫(5KL)は特約業者Bの在庫となる。よって、特約業者Bに5KL、特約業者Aに0KL、それぞれに在庫量を報告することになる。

<例2>

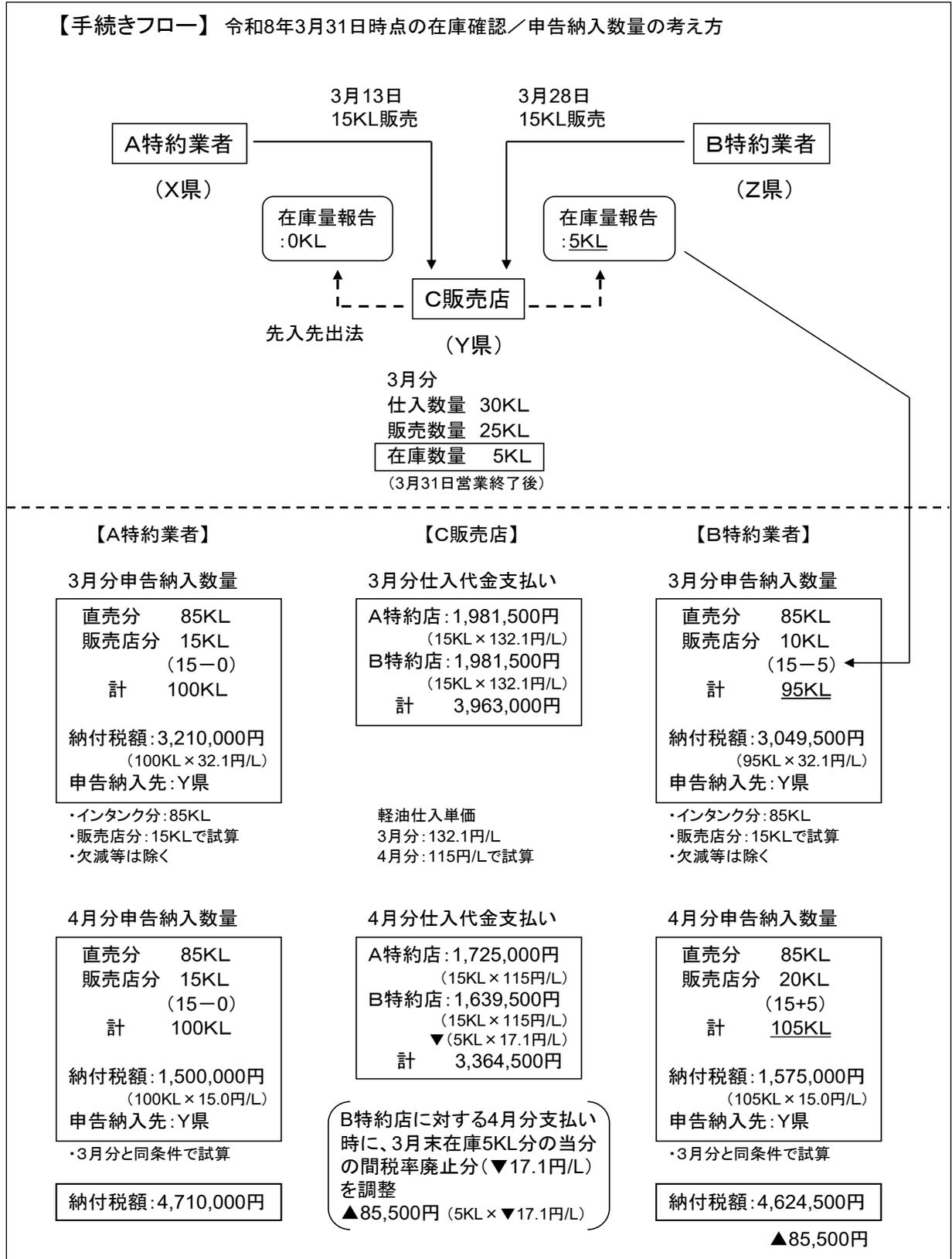


・販売業者Cの在庫(5KL)は、後から仕入れた業転業者の在庫相当となるが、委託販売契約を結んでいない業転業者等から仕入れた軽油については、委託販売軽油の取扱いは認められない。

※2月分在庫については、納入申告手続きが終了しているため対象外となる。

Q6: 納入申告手続きと軽油仕入代金の請求関係はどうなるのか。

(例)



※4月及び5月における委託販売軽油についても同様の措置となるものである。

Q7: 軽油引取税と消費税の適正処理について

- 軽油引取税の税率変更に伴い、軽油引取税と消費税との税額計算システムの修正が必要となるが、この際、軽油引取税の特別徴収義務者だけでなく、特別徴収義務者と軽油委託販売契約を結んでいる販売業者についても、同様に変更する必要がある。
- 軽油委託販売契約を結んでいない販売業者が販売する軽油については、軽油価格(軽油本体+軽油引取税)全額が消費税の課税対象となる。

【2026年3月31日まで】

軽油価格	税込み143.8円/L	・石油情報センター調査価格 (2026年1月26日/全国平均価格)
(内訳)		
軽油本体	111.7円	(本体価格101.5+消費税10.2)
軽油引取税	<u>32.1円</u>	
計	143.8円	

【2026年4月1日から】

(正)		
軽油価格	税込み126.7円/L	(▼17.1円)
(内訳)		
軽油本体	111.7円	(本体価格101.5+消費税10.2)
軽油引取税	<u>15.0円</u>	…税率変更
計	126.7円	

- 本体価格が変わらないのがポイント
- 軽油引取税の税率を 32.1円→15.0円 に変更する必要

(誤) システム修正していないケース等

軽油価格	税込み126.7円/L	(▼17.1円)
(内訳)		
軽油本体	94.6円	(本体価格86.0+消費税8.6)
軽油引取税	<u>32.1円</u>	…旧税率のままで計算
計	126.7円	

※軽油引取税を旧税率のままで計算した結果、

- 軽油売上が本来101.5円となるところ86.0円と計上ミスとなる。
- また、売上消費税が本来10.2円となるところ8.6円と計算ミスとなる。

Q8: 罰則関係について

○委託販売軽油の取扱いにおいて不正行為が行われた場合の罰則関係は以下のとおり。なお、申告内容に偽り等が判明し、委託販売が認められなかった場合は課税処分(更正処分)が行われ、追徴されるとともに特約業者の指定取り消しになることがあるので十分注意すること。

- ①委託販売による軽油の管理は、特別徴収義務者が行うべきものであるので、販売業者が在庫数量を虚偽報告したことにより、特別徴収義務者が徴収して、納入すべき軽油引取税を納入しなかった場合
 - ・10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金(法第144条の41第1項)
- ②販売業者については、帳簿記載義務に関して虚偽の記載をした場合
 - ・1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金(法第144条の37)
- ③都道府県が行う調査を拒否した場合
 - ・1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金(法第144条の12)

(別添1)

総 税 都 第 7 号
令 和 8 年 2 月 2 0 日

各道府県税務主管部長 } 殿
東京都主税局長 }
(都道府県税担当課扱い)

総務省自治税務局都道府県税課長
(公 印 省 略)

軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う課税の取扱いについて

軽油引取税の当分の間税率については、本日閣議決定された地方税法等の一部を改正する法律案において、令和8年4月1日に廃止することとされているところです。この改正案に関し、軽油引取税の特別徴収義務者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第144条の14第1項に規定する元売業者（法第144条第1項第2号）又は特約業者（法第144条第1項第3号）その他徴収の便宜を有する者をいう。以下同じ。）が特別徴収義務者以外の販売業者（法第144条の34第1項の規定により事業の開始を届け出ている石油製品販売業者（法第144条の2第4項）をいう。以下同じ。）との間で軽油の委託販売を行う場合の課税関係等について、下記のとおり考え方を整理しましたので、この改正案が成立した場合においては、これを踏まえて、各都道府県におかれては適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、この整理について、関係業界や軽油引取税の特別徴収義務者、販売業者に周知徹底するよう、併せてお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 税率の適用関係

当分の間税率の廃止後は、軽油引取税の税率が1キロリットル当たり15,000円の本則税率となり、令和8年4月1日以前に行われた行為に対して課する軽油引取税については、1キロリットル当たり32,100円の当分の間税率が適用される。

したがって、令和8年4月1日以後に行われた法第144条の2第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費又は法第144条の3第1項各号の軽油の消費、

譲渡若しくは輸入等に対して課する軽油引取税については、本則税率が適用されることとなる。

2 軽油の委託販売の課税の取扱い

軽油引取税の特別徴収義務者が他の販売業者に軽油の販売を委託している場合については、当該委託を受けた販売業者が軽油を引き渡した時点で、特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われることになる。したがって、この場合、税率は当該引渡しの時の税率が適用される。

3 委託販売軽油の取扱い

販売業者が販売する軽油が特別徴収義務者の委託販売軽油に該当するか否かは、販売業者と特別徴収義務者との間で委託販売契約が結ばれていることを前提として、次の(1)及び(2)により、一定期間継続して、特別徴収義務者が委託先の販売業者の軽油の仕入れ、販売、在庫数量について実質的に把握しているか否かにより判断することとなる。

(1) 販売業者における手続（以下令和8年3月分の仕入れに係るものを例示する（(2)において同じ。）。）

都道府県においては、委託販売契約が締結されている間、継続して販売業者が以下の①から④までの手続をすべて適切に行っているか確認するものとする。

- ① 委託販売契約を締結している場合の令和8年3月中の引取りについて、特別徴収義務者ごとに分けて仕入れ、販売、在庫数量を把握している（帳簿等への記載、証拠書類等の保管）。
- ② 委託販売契約を締結している場合の引取りにより仕入れた軽油について、令和8年3月中の販売量と同月末日の軽油の在庫数量を「在庫管理台帳の写し」等の在庫数量を証する書類を添付の上、特別徴収義務者へ速やかに報告している。
- ③ ②の在庫軽油の令和8年4月1日以降の販売量を各月ごとに翌月10日までに（令和8年4月末日前に完売した場合は、完売後速やかに）特別徴収義務者へ報告している。
- ④ 在庫軽油の払い出しは、「先入先出法」によるものとし、令和8年5月以降も在庫となる場合又は令和8年4月中に完売した場合は、それを証する②の書類を添付の上、特別徴収義務者へ報告している。

(2) 特別徴収義務者における手続

都道府県においては、委託販売契約が締結されている間、継続して特別徴収義務者が以下の①及び②の手続をすべて適切に行っているか確認するものとする。

- ① 特別徴収義務者は委託先の販売業者が販売する軽油について特別徴収義務を負うものであり、上記(1)により委託先の販売業者の軽油の販売量等を適確に把握（販売業者の在庫軽油の払い出しは、「先入先出法」によるものとする。）するとともに、販売業者から提出された書類を管理、保存している。
- ② 特別徴収義務者が都道府県へ申告納入をする際、軽油引取税納入申告書（第16号の10様式）に「委託販売数量明細書」、販売業者から提出された「在庫管理台帳の写し」等の在

庫数量を証する書類の写し及び「委託販売契約書の写し」が添付されている。

なお、販売業者が販売する軽油が特別徴収義務者の委託販売軽油に該当する場合であっても、令和8年3月末日の在庫軽油が完売した場合には、当該在庫軽油が完売した日の属する月の翌月分以降については、従来と同様の軽油引取税の申告納入を受け付けて差し支えない。当該申告納入を受け付ける場合においては、(1)及び(2)の手続の確認は要しない。

4 再委託販売等の取扱い

(1) 次の①又は②についても、3の「販売業者と特別徴収義務者との間で委託販売契約が結ばれている」に該当するものとして、3の委託販売軽油と同様の取扱いを認めて差し支えない。

① 特約業者が他の特約業者に軽油の販売を委託している場合において、特別徴収義務を負う特約業者と委託を受けた特約業者との間で委託販売契約が結ばれているとき。

② 販売業者又は特約業者と特別徴収義務者との間に直接委託販売契約が締結されていない場合において、販売業者又は特約業者が特約業者又は元売業者から現実の納入を受ける軽油について、それぞれの軽油に係る特別徴収義務者から当該販売業者又は当該特約業者へ至る軽油の取引のすべてについて委託販売契約が締結されており、かつ、これらの委託販売契約が無ければ当該販売業者又は当該特約業者の軽油の引取りが法第144条の2第2項の規定により特別徴収義務者から軽油の引取りを行ったものとみなされる時。

(2) (1)②について、3の委託販売軽油と同様の取扱いを認める場合には、都道府県は、3(2)のほか、軽油の商流（軽油の商取引上の流れ）及び物流（現実の軽油の流れ）を示すフロー図、商流に係るすべての委託販売契約書の写しその他軽油の委託販売関係を証する書類が添付されていることを確認するものとする。

5 委託販売における免税軽油の取扱い

法第144条の21第1項に規定する免税軽油使用者が免税証を販売業者に提出して同項に規定する免税軽油の引取りを求めた場合において、当該免税証の交付を行った都道府県に係る法第144条の15第3項に規定する登録特別徴収義務者が、当該販売業者に軽油の販売を委託しているときは、当該販売業者が免税軽油使用者に軽油を引き渡した時点で、当該登録特別徴収義務者から免税軽油の引取りが行われることになる。

6 委託販売における不正への対応

(1) 都道府県による調査

都道府県においては、課税事務の適正な執行のため、特別徴収義務者及び販売業者が備える仕入れ、販売、在庫数量等に係る帳簿などの調査を適宜実施するものとする。

(2) 罰則の適用関係

① 委託販売による軽油の管理は、当該軽油に係る軽油引取税を徴収して納入すべき特別徴収義務者が行わなければならないものであるため、当該特別徴収義務者が自ら虚偽申告により納入すべき軽油引取税を納入しなかった場合はもとより、販売業者が在庫数量を虚偽報告したこと等により、当該特別徴収義務者が徴収して納入すべき軽油引取税を納入しな

かった場合にも、法第144条の41第1項により当該特別徴収義務者は10年以下の拘禁刑又は1,000万円以下の罰金等に処されることになる。なお、この場合、当該特別徴収義務者は特約業者等の指定を取り消されることになる。

- ② 特別徴収義務者及び販売業者については、法第144条の36により帳簿記載義務が課されており、帳簿に虚偽の記載をした場合等は、法第144条の37により1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処され、また、都道府県の調査に対して拒否をすれば、法第144条の12により1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されることになる。

(別添2)

○委託販売数量明細書(任意様式その1)

- ・ 仕入れ先が1社の場合に使用する様式例です。
- ・ 「委託販売数量明細書」の作成の際には、事前に使用する様式を各都道府県税務所に確認してください。

委託販売数量明細書
(仕入れ先が1社の場合)

氏名(法人の名称)

所在地

令和8年 月実績分

営業所名称	仕入れ先名称	月初 実在庫数量(L)	仕入数量(L)	販売数量(L)	月末 実在庫数量(L)	備考

※1)この管理簿は営業所ごとに記入すること。

なお、複数の営業所を運営する法人の場合は、複数の営業所分を1枚にまとめて報告することも可能。

※2)月初実在庫数量と月末実在庫数量の欄は実測による数量(実在庫)をそれぞれ記入すること。

仕入数量、販売数量の欄は当月分の総量を記入すること。

○委託販売数量明細書(任意様式その2)

- ・ 仕入れ先が複数社の場合に使用する様式例です。
- ・ 「委託販売数量明細書」の作成の際には、事前に使用する様式を各都道府県税事務所に確認してください。

委託販売数量明細書

氏名(法人の名称)

営業所名称

所在地

令和8年 月実績分

日付	仕入先名称	仕入数量(L)	販売数量(L)	実在庫数量(L)	備考
					←月初実在庫
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					←月末実在庫

<月末実在庫数量の仕入先別内訳>

仕入先名称	仕入数量(L)	販売数量(L)	実在庫数量(L)	備考
				←月初実在庫
				←月末実在庫
		合計		

※1)この管理簿は営業所ごとに記入すること。

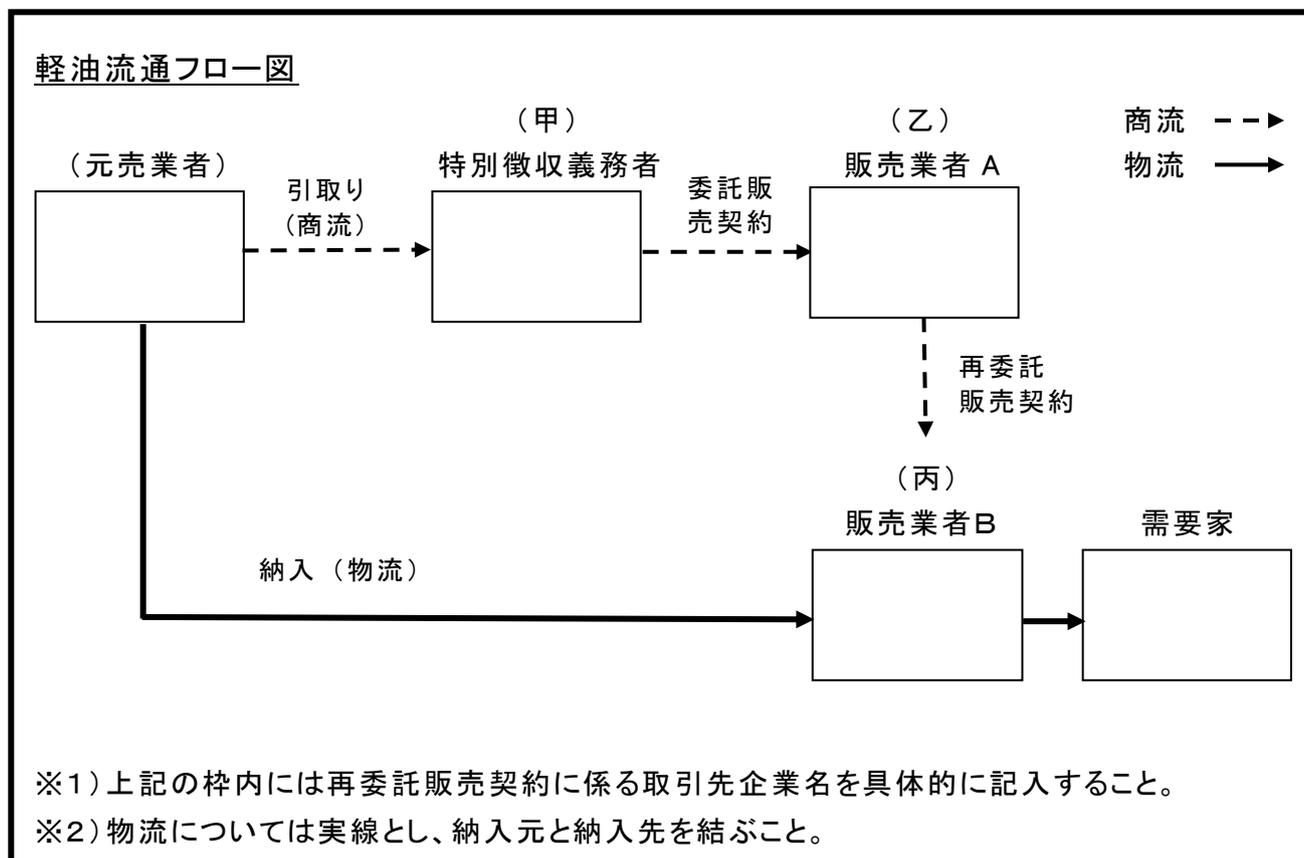
※2)仕入先名称、仕入数量、販売数量の欄は月中の取引を日ごとに記入すること。

実在庫数量の欄も日ごとに記入し、月初と月末実在庫数量は実測による数量(実在庫)を記入すること。

※3)在庫の払出は先入先出方式により算出してください。<月末実在庫数量の仕入先別内訳>の各欄は、算出した月末実在庫となった数量の仕入先ごとに記入すること。

○軽油流通フロー図(任意様式)

- ・再委託販売契約の取扱いが認められる場合は、特別徴収義務者から再委託販売先までの流通フロー図(商流および物流が記載してあるもの)を添付する必要がある。



(記載例)

